(目的)

第1条 この要綱は、防府市と防府商工会議所(以下「会議所」という。)が連携し行うエコライフ住宅推進事業において、会議所が負担する事業費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 エコライフ住宅推進事業(以下「補助対象事業」という。)とは、会議所が防府市と協議し定めた防府市エコライフ住宅推進事業 実施要領(令和5年4月1日制定。以下「実施要領」という。)に基づき行う事業をいう。
- 2 助成金交付予定者とは、会議所が実施要領に基づき決定した助成 金を交付する予定の者をいう。

(補助金の額)

- 第3条 市長は、会議所に対し、予算の範囲内において、エコライフ 住宅推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することがで きる。
- 2 補助金の額は、会議所が当事業の助成金として市民に交付した市内共通商品券の額及び当事業に係る印刷費、郵送料、受付などの事務に要する経費を合計した額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金を受けようとする会議所は、実施要領に基づき当事業 を実施する前までに防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付申請 書(第1号様式)に必要書類を添えて市長に提出しなければならな い。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査 し、適当であると認めたときは、会議所に対し防府市エコライフ住 宅推進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するも のとする。

- 2 市長は、前項に規定する交付決定以後において、会議所から第6 条に規定する届出があったとき又は会議所が第9条第1項の各号の 一に該当するときは、その内容を審査し、交付決定額を変更するこ とが適当である認めるときは、防府市エコライフ住宅推進事業補助 金交付決定変更通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項並びに第2項に規定する交付の決定において必要 があると認めるときは、条件を付すことができる。

(変更等の届出)

- 第6条 会議所は、次の各号に該当するときは、遅滞なく防府市エコライフ住宅推進事業計画変更・中止・廃止届(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象事業の全部又は一部を変更しようとするとき。
 - (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第7条 会議所は、当該事業年度の補助対象事業が完了したときは防 府市エコライフ住宅推進事業実績報告書(第5号様式)を市長に提 出しなければならない。

(額の確定及び交付)

- 第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付確定通知書(第6号様式)により会議所に通知するものとする。
- 2 補助金の交付は、第1項の規定により補助金の額の確定後、会議 所からの防府市エコライフ住宅推進事業補助金請求書(第7号様式) により支払うものとする。
- 3 補助金は、第5条第1項に定める交付決定以後、必要に応じ概算 払をすることができるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により確定した補助金が、既に交付している補助金の額に満たないときは、その差額を返還させるものとする。

(決定の取消し)

- 第9条 市長は、会議所が次の各号の一に該当するときは、補助金の 交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金が既に交付されてい るときは、その返還を命じることができる。
 - (1) 偽りの申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業実施期間内に完了する見込みがなくなったとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは 交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (5) その他、市長が不適当と認めたとき。
- 2 前項の規定は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額の 確定があった後においても適用があるものとする。

(補助対象事業の経理)

第10条 会議所は、補助対象事業に係る収支を記入した帳簿を設けて支出関係書類及びその他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

- 第11条 市長は、会議所に対し当該事業年度に交付した全ての市内 共通商品券の有効期限が経過した後、当該事業に係る成果を報告さ せることができる。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議所に対し報告を求め、 又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは調査させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要 な事項は、市と会議所が協議を行い、別に定めるものとする。 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 防府市長

防府商工会議所 会頭

防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付申請書

防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付要綱第4条に基づき、下 記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金

円

- 2 事業計画
- 3 収支予算

(収入)

項目	予算額	備考
市補助金	円	
会議所負担額	円	
計	円	

(支出)

項目	予算額	備考
市内共通商品券交付額	円	
商品券発行等経費	円	
計	円	

- 4
- 添付書類 ・防府市エコライフ住宅推進事業実施要領
 - ・エコライフ住宅推進事業に関する書類

第2号様式(第5条関係)

指令防商 第 号

年 月 日

防府商工会議所

会頭 様

防府市長名印

防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市エコライフ住宅 推進事業補助金について、下記のとおり決定したので、防府市エコラ イフ住宅推進事業補助金交付要綱第5条第1項の定めにより通知しま す。

記

1 補助金交付決定額 金

円

2 条 件 等

第3号様式(第5条関係)

 指令防商
 第
 号

 年
 月
 日

防府商工会議所

会頭 様

防府市長名剛

防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで届出のあった防府市エコライフ住宅推進 計画変更

事業の中 止に基づき、下記のとおり補助金の交付決定額を変更し 廃 止

ましたので、防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付要綱第5条第2項の定めにより通知します。

記

1 補助金交付決定額 金

円

変更前	円
変更後	円
増減額	円

2 条 件 等

(宛先) 防府市長

防府商工会議所会頭

防府市エコライフ住宅推進事業計画変更・中止・廃止届

年 月 日付け、防商第 号で交付の決定を受けた 計画変更

防府市エコライフ住宅推進事業を中 止しましたので、防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付要綱第6条の定めにより届け出ます。

記

1	届出の内容

2 届出により変更となる補助金の額

変更前	円
変更後	円
増減額	円

3 添付書類 届出の内容に関する書類

年 月 日

(宛先) 防府市長

防府商工会議所 会頭

防府市エコライフ住宅推進事業実績報告書

防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付要綱第7条に基づき、下 記のとおり報告します。

記

- 1 市内共通商品券交付額 金 円(件)
- 2 事業完了日 年 月 日
- 3 事業実施状況

件	数	工事支払額(消費税除く)	市内共通商品券交付額
	件	円	円

4 決算額

(収入)

項	目	①予算額	②決算額	差額①-②
市補助会	金	円	円	円
会議所負担額		円	円	円
計		円	円	円

(支出)

項目	①予算額	②決算額	差額①-②
市内共通商品券交付額	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
計	円	円	円

5 添 付 書 類

- ・防府市エコライフ住宅推進事業助成対象一覧表
- ・市内共通商品券を交付した額を証する書類の写し
- 商品券発行等経費内訳表

第6号様式(第8条関係)

 防商 第
 号

 年 月 日

防府商工会議所

会頭 様

防府市長名印

防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付確定通知書

防府市エコライフ住宅推進事業補助金について、下記のとおり交付する額を確定したので、防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付要綱第8条第1項の定めにより通知します。

記

補助金交付確定額 金

円

補助金交付確定額 (A)	円
既交付決定額 (B)	円
差引増減額 (A) - (B)	円
概算払済額(C)	円
差引精算額 (A) - (C)	円

年 月 日

(宛先) 防府市長

防府商工会議所会頭

防府市エコライフ住宅推進事業補助金請求書

防府市エコライフ住宅推進事業補助金交付要綱第8条(第2項・第 3項)に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請 求 額 金

- 円
- 2 内 訳 防府市エコライフ住宅推進事業補助金 (概算払・ 精算払) として
- 3 振 込 先

へ 計 松 88 7		銀行	本	店
金融機関名		信用金庫	支	店
預金項目	普通・当座	口座番号		
口应夕羊	フリカ゛ナ			
口座名義	氏名			

- 4 添付書類 概算払の場合は、次に掲げる書類を添付すること。
 - ・防府市エコライフ住宅推進事業助成金交付集計表
 - ・実施要領に基づき、交付決定をしたことを証する書 類の写し